

議会運営委員会

令和6年5月13日（月曜日）午前9時58分開会

出席委員（8名）

委員長	中里康寛
委員	森本彰伸
委員	星宏子
委員	相馬剛

副委員長	鈴木伸彦
委員	益子丈弘
委員	平山武
委員	中村芳隆

欠席委員（なし）

オブザーバー（2名）

議長	山形紀弘
----	------

副議長	眞壁俊郎
-----	------

説明のための出席者

市長	渡辺美知太郎
副市長	藤田一彦
総務課長	後藤明美
行政担当GL	三宅和幸

副市長	渡邊和明
総務部長	後藤修
総務課長補佐	佐藤吉将

出席議会事務局職員

事務局長	高久修
議事課長補佐 兼庶務係長	小高久美
主査	石田篤志
主任	石渡大輝

議事課長	岩波ひろみ
議事調査係長	長岡栄治
主任	石渡大輝

議事日程

1. 開会
2. 挨拶
 - ・委員長
 - ・議長
 - ・市長

3. 協議事項

(1)令和6年5月那須塩原市議会臨時会議について

①提出案件について

○市長提出案件……………2件

・ 条例の一部改正案件 2件

○議会提出案件……………0件

②議案に対する質疑・討論について

③会議日程について

○会期日程：5月 日（ ）～4月30日（水）

○会議日程：5月 日（ ） 日間

(2)会派代表質問・市政一般質問の通告様式の改正について

(3)令和6年度議会運営委員会取組事項について

(4)オンラインで行われた「請願・陳情」の取り扱いについて

(5)その他

○次回開催 5月31日（金）午前10時00分～ 303会議室

4. 閉 会

開会 午前 9時58分

◎開会の宣告

○中里委員長 おはようございます。

これより議会運営委員会を開会したいと思います。

—————◇—————

◎委員長挨拶

○中里委員長 まず最初に、一言御挨拶させていただきます。

那須塩原市議会、4月30日に閉会いたしまして、今現在閉会中でございますけれども、今度の5月16日ですか、その臨時会で令和6年度の会議が開会され、それと併せまして議案が幾つかあるようですので、本日についても皆さんの慎重な審議をお願い申し上げまして、私の挨拶とさせていただきます。

—————◇—————

◎議長挨拶

○中里委員長 それでは、続きまして、議長より一言御挨拶をお願いいたします。

○山形議長 皆さん、改めましておはようございます。

2類から5類に変わり、約1年がたったということで、経済活動も社会活動も少しずつ戻る中、私も高校2年生以来の修学旅行以来ですか、ゴールデンウィークを利用して広島県のほうに行かせてもらいました。

広島県の宮島のほうに行かせていただいたときに、宮島訪問税というふうなことが取り沙汰されて、フェリーに乗るときにもう既に100円が加算

されているということで、本市が今目指している法定外目的税と同じような形ということで、年間約、宮島の観光に当たり1億円の財源が生まれるというふうな話を聞いて、いざ厳島神社へ行くと、トイレとか景観がすごくきれいなんです。まさにこういう財源を利用して、世界遺産がある宮島ということで、行ってきました。

そのついでに、この入り口のところにゼロカーボンパークと書いてあって、うちと同じことだなと思ったら、広島県の廿日市市もゼロカーボンパーク、うちは3番目なんですけど、ここは18番目に登録されていて、すごいこの観光客に、英語からハングル語から中国語で書いた分別の徹底で、ごみが本当になかったということで、大変すばらしい、そんなふうな思いをして、ゴールデンウィーク過ごしていただきました。

遺産は遺産でも、日本遺産がある青木の道の駅も、ゴールデンウィークはすごいにぎわったというふうなことで、非常にいい滑り出しを切れたんじゃないかなというふうに思っています。

いろいろな場所へ行きながら、そんなことを思いながら、5月、ゴールデンウィーク入りまして、終わった後、臨時会議ということで、条例の制定やいろいろありますけれども、慎重審議のほうよろしくをお願いいたします。

以上です。

○中里委員長 ありがとうございます。

—————◇—————

◎市長挨拶

○中里委員長 続きまして、市長より御挨拶いただきます。

○渡辺市長 令和6年5月那須塩原市議会定例会議に係る議会運営委員会の機会をありがとうございます

ます。

今回、2件御提案いたしまして、条例の一部改正案件であります。内容については、総務部長、この後説明しますので、よろしく御審議いただきますようお願いを申し上げます。

○中里委員長 ありがとうございます。



◎協議事項

○中里委員長 それでは、3の協議事項に入りたいと思います。

まず最初に、(1)令和6年5月臨時会議について。

まずは①提出案件についてを議題といたします。

市長提出案件について、執行部から説明をお願いいたします。

総務部長。

○後藤総務部長 改めまして、おはようございます。よろしくお願いいたします。

令和6年5月那須塩原市議会臨時会に御提案を予定しております市長提出案件につきまして、御説明を申し上げます。

今回提出を予定しております案件は、ただいま市長が申し上げましたとおり2件でございます。

各案件の取扱いにつきまして、今日は御審議くださいますようよろしくお願いいたします。

今回提出を予定している条例の一部改正案件2件につきましては、いずれも法令の改正に伴う引用条項の修正でございます。

まず初めに、番号1、議案第54号 那須塩原市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてにつきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法

律の改正に伴いまして、法の別表が削除されたことに伴う引用条項の修正でございます。

次に、番号2、議案第55号 那須塩原市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正につきましては、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令の改正に伴いまして、条番号にずれが生じたことに伴う引用条項の修正でございます。

以上、条例の一部改正案件2件につきまして、市議会臨時会議への提出を予定してございます。

よろしくお願い申し上げまして、市長提出案件の御説明といたします。

以上でございます。

○中里委員長 ありがとうございます。

説明が終わりました。

質疑はございますか。

〔発言する人なし〕

○中里委員長 質疑がないようですので、番号1、議案第54号及び番号2、議案第55号の条例の一部改正案件2件についてお諮りいたします。

先例においては、予算案を除いた臨時会議の案件については委員会付託を省略し、即決することとございます。

議案第54号及び議案第55号の条例の一部改正案件2件については、先例のとおり即決扱いとすることで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○中里委員長 異議がないものと認め、そのように取り扱います。

次に、議会提出案件についてですが、何か予定されるものはございますか。

議事課長。

○岩波議事課長 ございません。

○中里委員長 次に、②議案に対する質疑・討論に

ついてを議題といたします。

まず、議案に対する質疑については、先例のとおり一問一答方式により行い、時間は質疑のみ1人15分以内とすることで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○中里委員長 異議がないものと認め、そのように取り扱います。

次に、討論についてですが、こちらも先例のとおり、1議題につき1人10分以内、賛成・反対各5人までとしたいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○中里委員長 異議がないものと認め、そのように取り扱います。

次に、③会期及び会議の日程についてを議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

議事課長。

○岩波議事課長 会期及び会議日程等について御説明いたします。

今定例会の会期は、令和6年5月16日から令和7年4月30日までの350日間といたします。また、会議日程等につきましては、資料の会議日程のとおり、5月16日1日限りの予定としております。

議事概要は、開会、会期の決定、日程報告、議案の提案説明、質疑、討論、採決、散会の予定としております。

説明は以上です。

○中里委員長 ただいま説明がございましたが、改めて申し上げます。

今定例会の会期は、令和6年5月16日から令和7年4月30日までとし、5月臨時会議の会議日程については、5月16日木曜日1日限りとしたいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○中里委員長 異議がないものと認め、そのように取り扱います。

以上で(1)の協議事項は全て終了しました。

ここで執行部には退席いただきますが、その他として何かございますか。

〔「ございません」と言う人あり〕

○中里委員長 委員から執行部に対して何かございますか。

〔発言する人なし〕

○中里委員長 それでは、暫時休憩といたします。

執行部におかれましては、ここで退席をお願いいたします。大変お疲れさまでした。

休憩 午前10時06分

再開 午前10時06分

○中里委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

次第の(2)会派代表質問・市政一般質問の通告様式の改正についてを議題といたします。

概要について、事務局から説明をお願いいたします。

係長。

○長岡議事調査係長 それでは、サイドブックのほうに配信をさせていただきました、会派代表質問・市政一般質問の通告様式の改正についてでございます。

まず、1の趣旨を御覧いただければと思います。

現在の通告の様式は、点線が一段一段入っている様式となっております。この点線があることによって、ここに①②と、ちょっと記載があるんですけども、連続して一般質問を入力していきますと、どうしても次のページにうまく飛ばないですね。次のページは次のページにまたカー

ソルを合わせて入力をする必要がございました。

また、1 ページの中に収まり切らない場合、次のページに重なってしまって、入力後見えづらくなる、やはりそういった障害なんかもございました。

こういった点を解消できればということで、局内のほうでも検討をさせていただきまして、様式の改正を御提案させていただくものであります。

具体的には、点線をなくすということになります。

メリットということで、こちら、点線をなくすことで、ずっと1 ページ目、2 ページ目、3 ページ目続けて、連続して入力が可能となります。また、表が重なるといったこともございません。

一方では、その点線がなくなったことで、ちょっと読みにくくなる方も、お感じになる方もいらっしゃるかなといったところの懸念がございます。

具体的には、次のページ、御覧ください。

こちら、今使っております通告書の点線を除いたものになります。完成した形としては、このような形になるのかなと思うんですけれども、御覧の見え方ですとか、そういった点、委員の皆様から御意見いただきまして、可能であれば、この改正をすることで、皆さんの業務能率のアップなんかも望めるかと思しますので、御意見いただければと思っております。

うまくいけばなんですけれども、こちら、来週から一般質問、6 月定例会議の一般質問は開始されてしまうということから、早くて9 月の定例会議からの実施ということでどうかなというふうに考えているところです。

説明は以上となります。

○中里委員長 ありがとうございます。

ただいま説明がございましたが、委員の皆様から何か、質疑と併せて御意見などがありましたら

お願いいたします。

今までと様式が変わるということで、見え方が変わるだけで、大体ほかの他市議会の一般質問の様式など見ても、点線がないのが普通なので、我々の市議会もその点線というものをなくして、パソコンで入力している様式に合わせての改正ということで、御提案をさせていただきました。

○相馬委員 1 点だけいいですか。

○中里委員長 どうぞ、相馬委員。

○相馬委員 これ、フォントの大きさは、これまでと変わらないでしょうか。

○中里委員長 係長。

○長岡議事調査係長 ちょっと恐らく大きさ、見えている A 4 の大きさが、今見えていらっしゃるの、ちょっと小さめに見えているのかなと思うんですけれども、一応、入力自体は前回のフォントのままで、一応そのまま継続した形にはなっております。

○相馬委員 分かりました。

○中里委員長 そのほか、ございますか。

○森本委員 じゃ、あと1 点だけ。

○中里委員長 森本委員。

○森本委員 今までのフォーマットで書いたときに、文字間がすごく狭いという文章があった、文字と文字がびたっとくっついている感じがして、ちょっと読みにくいなという感じがしていたんですけれども、今これで見たら、そんなふうでもなくて、逆に読みやすいかなと思ったんですけれども、文字間と違って自分で直しても、一応構わないものなのか、それとも同じ文字間に、同じフォーマットでやらないとまずいのかだけ。

○中里委員長 係長。

○長岡議事調査係長 様式自体を定めている中で、文字のサイズまでは、議会としては文字間ですとか、そこまでは決めていないと思うんです。議会

として、そこまで定めているかという。恐らく、皆さん使っている同じフォーマットの中で共通用紙になっているのでしょうか、そこで既に指定されている用紙で入れていらっしゃるというだけなので、仮に、やはりどうしても漢字がいっぱいあって読みにくいよねという場合などは空けていただくことも問題ないのではないかなというふうには考えます。

○中里委員長 森本委員、どうぞ。

○森本委員 そういうふうにして別に問題ないということですね、現状もね。分かりました。

○中里委員長 ありがとうございます。

そのほか、ございますか。

星委員、どうぞ。

○星委員 いまだにと言っては失礼、やはり手書きで出す方もいらっしゃるのはいらっしゃる、ですからその方はやはり、線がないと書きづらかったりもするのかなと思うんですけれども。

○中里委員長 係長。

○長岡議事調査係長 今、現状としましては、ほぼいらっしゃるいません、手書きの方は。過去に数名の方だけ手書きで出されたケースもあるんですけれども、ただ、いずれにしても、ホームページに載せる関係上、事務局のほうで打ち直しをしていた経緯もあるところがございますので、いずれにしても、ここに入力するのが改善されれば、事務局としても効率化が図れるというところはあるかと思えます。

○中里委員長 大丈夫ですか。

そのほか、ございますか。

〔発言する人なし〕

○中里委員長 それでは、じゃ、質疑がないということでございますけれども、協議がまとまれば、9月定例会議で実施する方向でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○中里委員長 ありがとうございます。

では、続きまして、次第の(3)令和6年度議会運営委員会の取組事項についてを議題といたします。

今年度の取組実行計画のスケジュール案について、事務局から説明をお願いします。

係長。

○長岡議事調査係長 それでは、配信させていただきました、今年度の、令和6年度の取組実行計画、御決定いただいた内容についてなんですけれども、こちらの進め方のスケジュール案になります。毎年度、こちらのほうをお示しさせていただいてるところです。

今年度につきましては、一応、スケジュールの考え方としては、12月までには全ての事業が終わる想定で進めてはどうかというふうに考えてございます。

1月からまた事務事業評価、今回やってきたことについての評価とかPDCAサイクル、こちらのほうもございますので、なるべく早め早めに事業を進めてはということで作らせていただいた内容になります。正副委員長のほうで相談させていただいたということでございます。

この内容について、このような形で進めてよければ、このスケジュール案で進めてはどうかということで御提案させていただく内容となります。

説明は以上となります。

○中里委員長 ありがとうございます。

委員の皆様から何か御意見ございますか。

〔発言する人なし〕

○中里委員長 なければ、今後このスケジュールで行うということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○中里委員長 それでは、次第の(4)オンラインで行われた「請願・陳情」の取扱いについてを議題と

いたします。

前回の議会運営委員会で説明をさせていただきました概要について、事務局から改めて説明をお願いいたします。

係長。

○長岡議事調査係長 それでは、オンラインで行われる請願・陳情の取扱いということで、一番上にございます前提ということで、地方自治法の改正によりまして、本年度の4月1日からオンラインでの提出が制度上は可能になっているということでございます。

そして4番、ちょっと飛んでいただきまして、前回議運で御決定いただいた内容のおさらいになります。

請願・陳情の現状としましては、市内に御住所のある方が、実際議会のほうに御持参いただきまして、議会で諮っているという現状でございます。

また、市外の方につきましては、ほとんど郵送で出されるケースが多く、また、市政以外のテーマについて御意見いただくケースが多くなってございます。そちらにつきましては、議長預かりというような諮り方をしているものです。

下の丸、黒丸のところを御覧ください。

前回の議運の中で、そういった背景を加味しまして、今後、持参からオンラインに変わるといったようなことが想定されますので、オンラインで出されたものの、市内の方が出された、オンラインで出されたものについては、議会運営委員会でお諮りをする。また、市外の方がオンラインで出されたものについては、議長預かりというような御決定を前回いただいたところ です。

今回は、制度上、備えるために御確認をいただくというのが、今回の内容になります。

まずは、先例事例集の改正になります。

ちょっとごめんなさい、一回お戻りいただいて、

3番の現行ルールというところを御覧いただければと思います。

3番の現行ルール、先例事例集111、請願は議会運営委員会の3日前までに受理したものを議会運営委員会に諮り、定例会議中の委員会に付託し審査するという部分は、基本、請願・陳情が議会に提出がされたものについては、議会でお諮りをするということというのが、まずは先例事例集の中で書かれています。

次の112です。ここは例外規定になります。郵送等により提出されたものは、全て議長預かりとするというような、基本は議会で諮るのだけれども、郵送で来たものは議長預かりであると、例外規定を覚えておいてください。

ということで、番号、変更点、もう一度御覧ください。

今回、市外のオンライン提出分につきましては議長預かりというふうな御決定いただきましたので、今回の改正としましては、請願・陳情、市外に住所を有する請願者・陳情者がオンラインにより提出されたものは議長預かりとするという、この部分を追加するものになります。例外の部分だけを追加するというような考え方でございます。

これが1点と、あともう1点、すみません、資料をお送りします。

今までのフローになりますけれども、請願・陳情の取扱いのフロー、こちらにオンラインで提出されたものの扱いを各請願・陳情のほうに追加をしたというような内容になります。

この色つきの部分を御覧いただければと思うんですが、市内に住所を有する方のオンライン提出分については、これまでの直接持参と同じように委員会でお諮りしますよ、ただ、市外に住所を有する方の分については議長預かりとしますよというようなものを、各項目に、次のページも

ちょっとお開きいただければと思うんですが、陳情、あとは要望書、こちらのほうにも追加をしたというような内容となります。

改正案としては以上になります。

説明は以上となります。

○中里委員長 ありがとうございます。

前回の議会運営委員会で、まずは制度上整えましょうということで、このような形で整えさせていただきました。

本日は、この前回の議会運営委員会で話し合われたことが、このようなことということの見直しと、それから変更点について、皆さんから改めて確認をいただきたいというふうに思いますが、各会派で御意見などがあれば伺いたいと思います。

森本委員。

○森本委員 内容的にいいと思うんですけども、5番の改正のところなんですけれども、郵送で提出されたものまたは市外に住所を有する請願者・陳情者のオンラインにより提出されたものはと書いてあるんですけども、これ、主語と述語がおかしいというか、請願者・陳情者というんだったら、提出したものをですね、「が」になっている、次が、助詞が。これが、請願・陳情がオンラインにより提出されたもの、提出されるのは請願・陳情であって、請願者や陳情者が提出されるわけじゃないんで、これ、助詞、主語と述語の関係がおかしいと思います。請願・陳情がオンラインにより提出されたものはだったら分かります。また、請願者・陳情者がオンラインにより提出したものでですね。そのどちらかですね。

〔「丁寧に言うと」と言う人あり〕

○森本委員 そういう問題じゃないです。それは主語・述語の話で、請願者・陳情者は提出されないんで、請願者・陳情者が提出するんで。

〔「いや、何々されたと丁寧な言い方」と言う人あり〕

○森本委員 違います。これは、されたという受動態と能動態の問題。

○中里委員長 文言の点については、改めて事務局で確認をいたしまして、例規審査とかもあると思いますので、文言については改めて確認していただければというふうに思います。

そのほか、各会派で御意見などございましたら。

このオンラインの提出ということで、栃木県内ではまだやっているところはございませんで、ただ、しかしながら、私もちょっと調べてみたんですけども、全国的に見ると、何件かやっているところがあるという、実施しているところがあるということで、今後、議会運営委員会でも研究していく部分というのはあるのかなというふうに思っていますので、そのときには、いろいろ運用していったって、不備などもこれから出てくると思います。そのときには随時皆さんから御意見伺いながら、変更をかけていくなり、改正していくなり、こういうことができるのかなというふうに思います。

まずは一旦、5月の全協に提案したいというふうに思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○中里委員長 ありがとうございます。

それでは、次第の(6)その他に入ります。

委員の皆さんから何かございますか。

○相馬委員 いいですか。

○中里委員長 相馬委員、どうぞ。

○相馬委員 すみません、今、先ほどのオンラインの請願・陳情についてなんですけれども、郵送で、市内の方が郵送で提出された場合は、先ほど言ったようにオンラインと郵送の差を、市民にどういうふうに説明したらいいのか。オンラインで提出

した場合はオーケーで、郵送で提出した場合は審査というか議長預かりになりますよというこの差、オンラインと郵送の差をどういうふうに説明したらいいんでしょうか。これないと問題ないんですけども、この差だけちょっと、聞かれたらどういうふうに説明したら、まあ、例えば、この議運のメンバー以外からどういうふうに聞くんですかと言われたときに、どういうふうにお答えになるのか、もし皆さん意見聞かせていただければ、オンラインで、そういうふうに決まりましたか言いがたいかなと思うんですけども、どういうふうに説明するのか、ちょっとお聞かせいただければ。

○中里委員長 いわゆるオンラインの提出できるということは、便利な反面、いわゆる全国一斉に何でも請願・陳情が送れてしまうというところがあるので、まずはこのような運用をさせていただきたいというふうな形で説明する以外は、まずはないのかなというふうには……

○相馬委員 それは、もちろん、オンラインを使ったらいいんですけども、郵送で、これまで郵送で、市内の方が郵送で出してきた場合は、郵送の場合はそのまま議長預かりになるわけですね、今後ね。郵送で出してきた場合は議長預かりになるんで、それをオンラインで出せばということは、その差をどういうふうに説明したらいいのか。

○中里委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 答えになっていないんですけども、答えじゃなくて、それは議員になったときに、要するにそうになっていたということは、なっていたんだね。そうすると、自分も知らない、そのときは。だから、今これ説明しろと言われても、多分ここの中の議員は、多分知らないと素直に受け取る。

だから、事務局が、過去どうしてそういうふう

に違いをつくっていたのかというのを、事務局で調べられるなら、事務局が過去こういう経緯でなっていたということしか分らないと思うね。

でも、言っていることは確かに、俺聞いていて大事だと思ったんで、どう説明するかは、もし事務局調べて、出てこなければ、今後どう説明するかというのは、ちょっと明確にしておいたほうがいいかもしれない。聞かれなくてもいいけれども、聞かれたときのためにね。そういうふうにはちょっと思います。

以上です。

○中里委員長 益子委員。

○益子委員 私も、今、相馬委員からの御指摘あった点については、もし私が市民の方などに聞かれたときは、このようなふうに答えようかと思っています。

というのは、現段階では、法律上、郵送は認めていられないけれども……

〔発言する人あり〕

○益子委員 認めていられていないというか、議長預かりになっていますけれども……

〔「ルール上」と言う人あり〕

○益子委員 だけれども、今回の国の法令の請願の扱いのオンラインの提出は可能になるということで、自治法が改正になったので、その部分だけは利便性が向上したので、今後またそういった郵送の扱いについても、今の段階では昔のままの扱いになっているかもしれないけれども、今後、そういうところも検討していくようになるんじゃないかなということで、一歩だけ進んだということだけを伝えて、それ以外は現法どおり扱いするというふうに回答して、皆さんには理解いただくようになって、その後で、やはり皆さん、議運のメンバーも含めてですけども、やはり郵送の扱いなんか、この検討が必要だねという方向で、方向

性はみんな理解しているので、それは今後検討していくべきかなと思って、そのように回答すればよろしいんじゃないかなと思っています。

○中里委員長 そのほか、ございますか。大丈夫ですかね。

〔発言する者なし〕

○中里委員長 では、正副議長のほうから何かございますか。

〔「ございません」と言う人あり〕

○中里委員長 大丈夫ですか。
事務局から何かございますか。
係長。

○長岡議事調査係長 すみません、先日、視察と研修のテーマのほうを募集をさせていただいたところなんですけれども、実はないという状況でございます。

ですので、今後の、いずれにしても研修、視察につきましても、研修につきましても実施していく方向でございますので、今後の取扱いなんかも御協議いただければと思って御提案させていただきます。

以上です。

○中里委員長 ありがとうございます。

視察のテーマについては、視察先の受入れというところもありますので、視察のテーマについては正副一任とさせていただきたいというふうに思いますが、よろしいですか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○中里委員長 ありがとうございます。

では、研修のテーマについては、引き続き募集したいというふうに思っております。5月24日までに御報告をお願いできればというふうに思っておりますが、よろしいですか。研修のテーマ。視察のテーマは我々に一任させていただいて、今後、

議運で行う議運主催の研修のテーマについては、引き続き募集したいというふうに思いますので、5月24日まで報告のほうをお願いいたします。

それでは、次回の議会運営委員会の開催ですが、5月31日金曜日、午前10時から303会議室で行いますので、よろしくお願いいたします。

◎閉会の宣告

○中里委員長 それでは、以上で議会運営委員会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

休憩 午前10時28分

再開 午前10時31分

○中里委員長 すみません、議会運営委員会を改めてちょっと再開させていただきたいと思います。

次第6のその他の中で、皆様にお諮りしたいことがございます。

まず1点目なんですけれども、取組ナンバー5の市民意向の把握や多様な情報提供の在り方の検討というところについてなんですけれども、こちらを広聴広報委員会に諮問かけさせていただきたいというふうに思います。また、あわせて、取組ナンバー6の市民アンケート等の実施、こちらについては、議会活性化特別委員会のほうに諮問かけさせていただきたいというふうに思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○中里委員長 ありがとうございます。

それでは、以上で議会運営委員会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

閉会 午前10時32分